

答申書

当審議會は、平成30年11月19日付けで、特別職の報酬等の額及び議会議員の政務活動費の額等について諮問を受け、計2回の審議会において、公正かつ公平な見地に立ち、慎重に審議を行った。

審議にあたっては、県内各市における報酬等の状況や、本市の改定の経過及び財政状況等を踏まえ、さらには、市政運営や議会活動に対する市民の関心の高さを十分認識し、率直かつ活発な意見交換を行った。

審議の中では、平成8年度から額が据え置かれている状況は、近年、物価の上昇や民間賃金が引き上げられている中でギャップがあり、生活給という観点からも考慮すべきであること、特別職が果たす職責の重さや職務の困難性に鑑みれば現行額は決して高いとは言えないこと、今後市政運営や議会民主制を高度に機能していくよう有能な人材を確保するためにも、特別職の報酬等を現行より引き上げるべきとの意見が出された。

しかしながら、現状、県内の人口規模が同等の団体と比較して額の均衡がとれており、平成元年以降の報酬等の引上げ率は県内平均と同水準であること、財政状況に目を転じれば、市税収入は横ばい傾向であるのに対し、社会保障費が高い伸びを示すなど、人件費と併せて義務的経費の割合が高く、財政構造が硬直化し、厳しい状況が続いていること、また、今後庁舎建設等大型の設備投資を控えており、市民等の意見にも配慮することが必要と思料される。従って、これらを総合的に判断した結果、特別職の報酬等の額については据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

なお、将来的な報酬等の引上げについては委員の意見が一致しており、他団体の報酬改定の動向を注視しつつ、社会経済情勢や本市の財政状況、市民の意見等総合的に勘案し、その時期を図るべきであることを付言する。

また政務活動費については、県内の他団体と額の均衡がとれているほか、収支状況や執行管理に特段問題はなく、額の「引上げ」、又は「引き下げ」の大きな要因はないと思料されることから、当審議会としては、これを据え置くことが妥当であると判断した。

以上、当審議会の答申とするものである。

令和元年6月25日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市特別職報酬等審議会
会長 兼村 高文